

# 女子被保険者特別健診の補助金申請について

ご案内

## 利用対象者

**\*ご家族のがん健診は補助の対象外です。市区町村の制度をご利用下さい。**

女子被保険者(年齢制限なし) ※育児休業中の方でもご利用いただけます。

## 補助対象検査項目

①乳がん検査、②子宮がん検査、③卵巣がん検査に伴う費用について補助いたします。いずれも、検査方法は限定しませんが、検査に伴わない費用(例えば、補助申請のための証明等作成費用、予防ワクチン、骨粗鬆検査など)については、補助対象外(自己負担)です。

<主な検査方法>

① 乳がん検査	触診、マンモグラフィー検査(乳房X線撮影)、超音波検査
② 子宮がん検査	内診、子宮細胞診、コルポスコピー、超音波検査
③ 卵巣がん検査	超音波検査、卵巣腫瘍マーカー(CA125)

## 受診条件

※受診日で判断いたします。

①乳がん検査 ②子宮がん検査 ③卵巣がん検査 それぞれ年度内(4月～翌年3月)に1回

## 補助額

年間30,000円(税込)を上限に受診費用を補助

※①乳がん検査、②子宮がん検査、③卵巣がん検査費用をあわせて**年間の上限額**となります。  
※検査日や健診機関が異なる場合は、**まとめて1回で申請**することが条件となります。

## 受診方法

当健保の指定はございませんので、ご希望の健診医療機関で受診して下さい。

また、居住地の市区町村のがん健診制度を利用した場合も補助の対象となります。

※乳がん検査は「外科・乳腺外科」、子宮がん検査と卵巣がん検査は「婦人科」となります。

## 補助金申請方法

(1) 各自でご希望の健診医療機関に直接予約を行い、受診して下さい。

病院や婦人科で受診される場合は、必ず「**健康診断として受診**」する旨を申し出てください、健康保険扱い(3割負担)にされないようご注意ください。健康保険扱いとなった場合は、補助金の申請はできません。

(2) 一旦、健診費用を全額立替払いして下さい。

(3) 領収書を必ずお受け取りください。領収書(見本参考)には、以下の事項が記載されていることを必ずご確認ください。記載がないものや原本以外は受付できません。

**健診日・受診者氏名・健診名(検査内容でもよい)・健診費用・受診機関名・領収印**

(4) **在職者(ブチル、G&Gは除く)**は、社用PCからCELfに申請内容を登録後、印刷して下さい。乳がん検査、子宮がん検査、卵巣がん検査はまとめて1回で登録して下さい。

URL: [http://10.10.100.89/celf/launch.html?app\\_id=144&wa=1](http://10.10.100.89/celf/launch.html?app_id=144&wa=1)

ブチル、G&G、任意継続者はHPから印刷して記入して下さい。

(5) 以下書類を健保組合まで送付下さい。

乳がん検査、子宮がん検査、卵巣がん検査はまとめて1回で提出して下さい。

①女子被保険者特別健診補助金申請書(CELfから印刷したもの。ブチル、G&G、任意継続者はHPから印刷して記入したもの)

②領収書(原本) ※原則として返却することはできません

③振込先指定書 ※任意継続者のみ(在職者は給与支給するため提出不要です)

●社内便 Y990 健診担当

●郵送 〒510-8552 三重県四日市市川尻町100 JSR健康保険組合 健診担当

(6) 補助金は、原則として毎月20日締め、翌月以降に給与支給します。任意継続者は当月末に指定口座へお振込みいたします。不備等がない場合は、振込のご連絡はいたしませんので、給与明細や通帳等によりご確認ください。

## 注意点

● 健診の結果、異常が見つかった場合の再検査(二次検査)の費用は、補助の対象外です。この場合は、健康保険証を使用して健康保険診療扱い(3割自己負担)で受診して下さい。

● 補助申請は、1年に1回とさせていただきます。乳がん、子宮がん、卵巣がん健診をそれぞれ別々に受診される場合(結果聴取のための診察料も含む)は、各々支払いを済ませてまとめて1回で申請して下さい。\*診察料等の費用は、健康保険扱いの場合は申請できません。

● 補助金の年度締めは、**健診年度(4月～翌年3月)終了後の4月20日(休日の場合はその前日)**健保組合到着分までです。以降は、受付できませんのでご注意ください。